## 安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 体系案

現計画体系	課題と方向性	改定後計画体系
(1) 消費者被害の未然防止  ア 成年年齢引下げによる若年者の被害等の未然防止 ■高校生に対する消費者教育 ○府内の全ての高等学校等で成年年齢引下げに対応する消費者教育を実施 ○高等学校等における消費者教育の授業事例の紹介・普及 ○教員に対する支援  ■大学生に対する消費者教育 ○大学の新入生オリエンテーション等を活用した啓発の集中実施 ○大学の学生ポータルサイト等を活用した情報発信 ○大学等への啓発コンテンツデータライブラリーの整備  ■若年者による啓発・消費者教育 ○若年者自身による機運醸成イベントの開催 ○大学生消費者リーダーの養成及び出前講座等の活動支援の充実	・現行計画で進めてきた「社会への扉」の浸透等により、高校での消費者教育は一定程度定着したことから、より低年齢層の学校(中学校)や専門学校等への消費者教育の浸透や情報提供を図る ・コロナ禍において、従来からの啓発事業やボランティア活動が停滞しており、インターネットの活用などポストコロナに対応した手法による啓発を実施	(1) 消費者被害の未然防止  ア 成年年齢引下げによる若年者の被害等の未然防止 ■中学生に対する消費者教育 ○中学校における消費者教育の支援【新規】  ■高校生に対する消費者教育 ○高等学校等における消費者教育の支援(教員に対する支援を含む)【継続】  ■大学生・専門学校生等に対する消費者教育 ○動画等の作成・配信やSNSでの情報発信強化(消センチャンネル)【拡充】 ○京都府大学安全・安心推進協議会と連携した大学生への情報提供【継続】 ○専門学校等に在籍する若年者に向けた啓発【新規】  ■若年者による啓発・消費者教育 ○ボランティア(大学生)の養成・資質向上及びSNS等による情報提供等の活動支援の充実【拡充】
イ 特殊詐欺や悪質商法等の高齢者の消費者被害への対応  ■地域における見守り活動の強化による被害の防止 ○市町村見守りネットワーク構築に向けた支援 ○京都府消費者安全確保地域協議会(京都くらしの安心・安全ネットワークの活動支援 ○事業者等と連携した見守り活動の実施 ○市町村見守りネットワークの担い手養成による活動支援 ○高齢者自身等による見守り活動の強化 ○二次被害を防止するため被害者への架電による注意喚起  ■地域でのきめ細かな啓発活動等による消費者被害の未然防止 ○特殊詐欺や悪質な消費者被害に対する地域でのきめ細かな啓発活動の強化 ○くらしの安心推進員の養成・活動支援 ○市町村等の啓発活動支援 ○市町村等の啓発活動支援 ○留守番電話設定を活用した「シャットアウト作戦(仮称)」の実施	・高齢化の進展や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、高齢者等の悪質商法等の消費者被害を未然に防止するために地域での見守りを強化 ・見守りの担い手研修等の実施により、地域において消費生活に関する見守りの必要性の認識が高まったことから、多くの関係機関と連携した見守り体制を構築	
ウ ネット取引被害への対応  ■ネット取引被害の未然防止     ○SNS等を活用した情報発信やホームページを活用した情報提供     ○アクティブラーニング教材を活用した体験型の講座の実施     ○保護者に対する消費者教育の推進     ○ネット取引対策チームの活用     ○大学生消費者リーダーによるトラブル防止講座の実施	・SNSを活用した情報発信やアクティブラーニング教材による体験型の講座などネット取引被害への対応を引き続き実施するとともに、コロナ禍においてインターネット取引の利用が一層進んでいることから、啓発講座や情報発信の強化が必要 ・消費者が安心してインターネット取引ができるよう、適正なネット表示への是正等を強化	ウ デジタル化社会への対応  ■ネット取引被害の未然防止 ○SNSやホームページ等を活用した情報発信の強化【拡充】 ○アクティブラーニング教材を活用した体験型の講座の実施【継続】 ○保護者に対する消費者教育の推進【継続】 ○ネット被害防止をテーマにした講座を府全域で開催【新規】 ○ネット取引対策チームの活用【拡充】 ○大学生消費者リーダーによるトラブル防止講座の実施【継続】 ○詐欺的定期購入等ネット適正表示対策(ネットパトロール(仮称))【新規】

## 安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 体系案

現計画体系	課題と方向性	改定後計画体系
(2) 迅速な問題解決と拡大防止 ア 消費者被害相談窓口の周知 〇覚えやすい3桁の電話相談番号「消費者ホットライン188(いやや)」の周知	・成年年齢引下げ後に懸念される若年者の消費者被害の拡大に対応するため、若年者が相談しやすい窓口の開設 ・188の周知を継続して実施	(2) 迅速な問題解決と拡大防止 ア 若年消費者被害相談窓口の設置 〇「若年消費者ホットダイヤル(仮称)」の新設【新規】 〇SNS経由「under 20消費生活相談窓口(仮称)」の新設【新規】 ○あらゆる機会をとらえた「188(いやや)」の周知【継続】
イ 市町村の相談体制支援等 ■市町村消費生活センター等への支援 ○消費生活相談員研修、府相談員等による市町村相談員への助言、情報提供 及び巡回訪問、弁護士相談による支援の実施 ○市町村へのきめ細かな情報提供の推進 ○専門分野を持った機関との連携により迅速な相談	・市町村等において的確な消費生活相談対応ができるよう弁護士会等、関係団体の協力による支援の継続が必要 ・相談員の担い手不足の状況を受けて、相談員の魅力発信、資格取得支援などの取組を図るとともに、府内(市町村)相談体制のあり方について検討を開始	<ul> <li>イ 市町村の相談体制支援等</li> <li>■市町村消費生活センター等への支援         <ul> <li>○消費生活相談員研修、府相談員等による市町村相談員への助言、情報提供及び巡回訪問、弁護士相談による支援の実施【継続】</li> <li>○専門分野を持った機関との連携により迅速な相談【継続】</li> <li>○指定消費生活相談員の拡充【新規】□</li> </ul> </li> <li>■府内どこでも質の高い相談や救済を受けられる体制の維持         <ul> <li>○府内(市町村)消費生活相談体制の検討【新規】</li> <li>○消費生活相談員の認知度向上、魅力発信事業【新規】</li> <li>○消費者ボランティアを対象とした相談員資格取得応援事業【新規】</li> </ul> </li> </ul>
ウ 取引の適正化の推進 <ul> <li>■悪質商法を行う事業者情報の早期把握による徹底指導 ○悪質事業者の処分・指導 ○不当取引等指導員(仮称)の明確化</li> <li>■関係機関、事業者団体等との連携による適正表示の確保 ○適正表示の確保 ○コンプライアンス講習の充実</li> </ul>	・法令等に違反した勧誘等に係る府内の相談事例を迅速に収集 し、事業者団体等とも連携し違法性の認定を行い、迅速な指導・指導件数の増を図る ・業界団体との連携により、悪質商法を排除する運動を展開 ・消費者が安心してインターネット取引ができるよう、適正な ネット表示への是正等を強化(再掲)	ウ 取引の適正化の推進  ■関係機関、事業者団体等との連携した取引等の適正化の推進 ○業界団体における自主規制等促進事業【新規】 ○業界団体と連携した適正価格・適正工法等の簡易鑑定【新規】 ○事業者(団体)と連携し、消費者志向経営・適正勧誘等の推進(連絡会の設置) 【新規】 ○コンプライアンス講習の充実【継続】 ○詐欺的定期購入等ネット適正表示対策(ネットパトロール(仮称))【新規】(再掲)

## 安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 体系案

現計画体系	課題と方向性	改定後計画体系
(3)消費者教育の推進		(3)消費者教育の推進
ア 消費者教育の機会拡大		ア 消費者教育の機会拡大
<高校>	・現行計画で進めてきた「社会への扉」の浸透等により、高校での消費者教育は一定程度定着したことから、より低年齢層の学校(中学校)や専門学校等への消費者教育の浸透や情報提供を図る(再掲)	〇中学校における消費者教育の支援【新規】(再掲)
<大学> ○大学の新入生オリエンテーション等を活用した啓発の集中実施(再掲) ○大学の学生ポータルサイト等を活用した情報発信(再掲) ○大学等への啓発コンテンツデータライブラリーの整備(再掲)  <成年> ○保護者に対する消費者教育講座の実施(一部再掲) ○従業員向け講座の実施  <その他> ○アクティブラーニング教材を活用した体験型の講座の実施(再掲)	- ・コロナ禍において、従来からの啓発事業やボランティア活動が停滞しており、インターネットの活用などポストコロナに対応した手法による啓発を実施(再掲)	○高等学校等における消費者教育の支援(教員に対する支援を含む)【継続】(再掲)  <大学・専門学校> ○動画等の作成・配信やSNSでの情報発信強化(消センチャンネル)【拡充】(再掲) ○京都府大学安全・安心推進協議会と連携した大学生への情報提供【継続】(再掲) ○専門学校等に在籍する若年者に向けた啓発【新規】(再掲)  <成年> ○保護者に対する消費者教育講座の実施【継続】(一部再掲) ○従業員向け講座の実施【継続】  <その他> ○アクティブラーニング教材を活用した体験型の講座の実施【継続】(再掲) ○SNSやホームページ等を活用した情報発信の強化【拡充】(再掲)
<ul><li>イ 消費者教育の担い手の養成・支援等</li><li>&lt;教員&gt;</li><li>○教員に対する支援(再掲)</li></ul>		イ 消費者教育の担い手の養成・支援等 <教員> ○高等学校等における消費者教育の支援(教員に対する支援を含む)【継続】(再掲)
<大学生消費者リーダー>     ○若年者自身による機運醸成イベントの開催(再掲)     ○大学生消費者リーダーの養成及び出前講座等の活動支援の充実(再掲)     <くらしの安心推進員>     ○ くらしの安心推進員の養成・活動支援(再掲)	・世代間の切れ目のないボランティア活動を促進するため、ヤングリーダー、シニアリーダーを、「コンシューマーボランティア(仮称)」に一本化し、ボランティア間の情報共有や自己啓発を支援し、自発的な啓発につなげる。	<消費者ボランティア> ○大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員を、世代に関わらずコンシューマーボランティア(仮称)として養成【拡充】 ○SNS等による情報発信、地域の見守り等の活動を支援【拡充】(再掲) ○消費者ボランティアを対象とした相談員資格取得応援事業【新規】(再掲)
<市町村> 〇市町村等の啓発活動支援(再掲)		<市町村> 〇市町村等の啓発活動支援【継続】(再掲)
<消費者団体・事業者団体等> 〇消費者団体・事業者団体等が進めている消費者教育の取組との連携・協働	- ・見守りの担い手研修等の実施により、地域において消費生活 に関する見守りの必要性の認識が高まったことから、多くの関 係機関と連携した見守り体制を構築(再掲)	
<センター>     〇消費者教育コーディネーター機能の強化     〇消費生活分野の表彰制度の新設		< その他 >
ウ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民の育成 〇京都エシカル消費推進ネットワークを主体としたエシカル消費の普及 〇消費者と事業者の交流の場の提供 〇消費者市民育成の視点を取り入れた 消費者教育の機会拡大及び担い手養成 〇関係部局と連携した啓発活動の実施	・「エシカル消費」、「消費者市民社会」の浸透が十分ではないことから、今後も、消費者一人ひとりの消費行動が、SDGsの達成に寄与することの理解が深まるよう啓発を進める・多様な主体(行政機関、事業者団体、事業者等)との連携によるエシカル消費の浸透を図ってきており、今後も各年齢層に応じた情報発信等が必要であるが、次世代の消費者市民社会を構成する若年者・子どもたちがエシカル消費について認知することが重要	○若年者と事業者の交流の場の提供・紹介【拡充】  ○大学生消費者ボランティアによる若年者への啓発、SNS等情報発信【新規】  ○消費者市民育成の視点を取り入れた 消費者教育の機会拡大及び担い手養成  【継続】  ○食品ロス等について、関係部局と連携した啓発活動の実施【継続】
		<ul><li>○事業者(団体)と連携し、消費者志向経営・適正勧誘の推進(連絡会の設置)</li><li>【新規】(再掲)</li></ul>